

一般廃棄物広域認定により、一般消費者の回収窓口拡大、利便性向上へ! 回収拠点としてご協力願います。

これまで一般消費者からは、小型充電式電池を販売する電器店・ホームセンター等で下取りした産業廃棄物として回収してまいりましたが、一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)取得により、認定を受けた回収拠点から一般廃棄物として回収できるようになりました。是非、消費者の排出利便性向上の観点などから、自治体の施設においても小型充電式電池の回収をさせていただきたい、**自治体での回収拠点登録にご協力をお願いいたします**。具体的な手続きに関してはホームページ(<http://www.jbrc.com>)にてご確認願います。ご不明な点はお問合せください。 TEL : 03-6403-5673 E-mail : general-info@jbrc.com

一般廃棄物の「回収拠点」としてご登録申請いただく際の

承諾事項書

20181001版

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、一般廃棄物としての使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を促進する一般社団法人JBRC(以下、「JBRC」という。)の活動趣旨に賛同し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)の回収拠点として登録するにあたって、以下の内容を確認・承諾し、「回収拠点場所リスト」及び「回収拠点登録申請書」のJBRCへの提出をもって、JBRCの回収拠点(以下、「回収拠点」という。)として登録することに同意します。

1. 法令の遵守：回収拠点及びJBRCは廃棄物処理法及びその他関連法令等を遵守する。
2. 回収対象電池：JBRC会員が国内で販売し、一般廃棄物となった下記の電池。
 - ニカド電池 ●ニッケル水素電池 ●リチウムイオン電池 ●モバイルバッテリー（機器本体）
3. 運搬会社
佐川急便株式会社（本社：京都府京都市南区上鳥羽角田町68） 日本通運株式会社（本社：東京都港区東新橋1-9-3）
日本貨物鉄道株式会社（本社：東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8） 西濃運輸株式会社（本社：岐阜県大垣市田口町1）
4. 再資源化処理会社
日本磁力選鉱株式会社（本社：福岡県北九州市小倉北区馬借3-6-42）
〔搬入・処理〕ひびき工場（福岡県北九州市若松区豊町1-79-1）
共英製鋼株式会社（本社：大阪府大阪市北区堂島浜1-4-16）
〔搬入・処理〕山口事業所（山口県山陽小野田市大字小野田6289-18）
5. 回収単位：JBRCが送付したペール缶（10kg～20kg）単位、または、JBRCが送付したリサイクルBOX缶（満杯）単位とする。
なお、ペール缶、リサイクルBOX缶はJBRCにWebまたは電話で依頼を行う。
6. 費用単位：本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用及び回収に使用するペール缶・リサイクルBOX缶費用及び運送費用は、原則としてJBRCが負担する。
7. 回収手順
(1)回収拠点は、回収対象電池が10kg以上貯まった場合、又はリサイクルBOX缶が満杯になった場合、次の各事項を遵守して、梱包を行う。
 - ①回収を依頼する電池が回収対象電池のみであることを確認する。
 - ②発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。
 - ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 - ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 - ・リード線や金属端子は、絶縁用ビニルテープ等で必ず絶縁する。なお、リード線は1本ずつ絶縁する。
 - ・雨水にさらされたり、水で濡れている電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
 - ③回収対象電池をJBRCが供給した（ペール缶10kg～20kg）または、リサイクルBOX缶（満杯）に梱包を行う。いずれの場合も種類分けは不要とする。なお、ペール缶・リサイクルBOX缶での梱包は、ポリ袋に電池を入れポリ袋内で電池が動かないよう開口部をテープで止めて梱包する。
- (2)回収拠点は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRCのWebサイト又は電話により、回収対象電池の種類、荷姿、梱包数を特定して、JBRCに回収依頼を行う。なお、万一回収拠点にて回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかにJBRCに届け出る。
- (3)JBRCは、回収依頼を受けた梱包荷物について、上記(1)が遵守されていない状況が確認された場合は、回収拠点登録を一時停止、または回収拠点登録の取消を行う場合がある。
- (4)JBRCは、回収依頼受後、運搬会社に依頼し、回収依頼荷物を引取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化を実施する。
- (5)JBRCは、再資源化処理会社にて検査した小型充電式電池の種類と回収重量（処理重量）を、Webサイトに掲載する。
8. 回収拠点が再資源化処理会社に回収対象電池その他の荷物を直接送付した場合は、JBRCの取扱いにはならない。この場合、すべての費用は回収拠点が負担する。
9. 回収拠点が小型充電式電池でないものを大量に含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRCは、小型充電式電池でないものを運搬は回収拠点負担で、回収拠点に返送することができる。
10. 回収対象電池の所有権は、運搬会社に引渡した時点で回収拠点からJBRCに移転するものとする。
11. 回収拠点が登録を取消したい場合は、JBRCに「回収拠点登録取消届」を提出する。JBRCによる取消届受付をもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
12. JBRCは、回収拠点に反社会的勢力との関与等の法令違反が認められた場合や、本承諾事項書に違反する行為が認められた場合には、回収拠点の登録の取消を行うことがある。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行なった回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
13. JBRCは、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRCは、速やかにその旨をJBRCのWebサイトに掲載して公告するか回収拠点に通知する。
14. 回収拠点は、回収拠点名、回収拠点責任者名、回収拠点住所及び「回収拠点場所リスト」情報及び「回収拠点登録申請書」の登録内容に変更があった場合は、直ちにJBRCに連絡するものとする。

小型充電式電池 リサイクルのご案内



自治体の皆様へ

一般廃棄物広域認定 回収拠点登録のお願い

ご協力
おねがい
します！



捨てないで！ このマークの小型充電式電池は
機器から取り外してリサイクル

一般廃棄物広域認定平成30年第4号、産業廃棄物広域認定第39号取得

小型充電式電池リサイクル

一般社団法人 JBRC

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
TEL : 03-6403-5673 FAX : 03-6403-5683

一般社団法人JBRCは小型充電式電池の回収・再資源化を推進しています。

JBRCは「資源有効利用促進法」に基づいて、一般消費者が廃棄される使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を推進すべく、消費者へのPR活動、運搬・再資源化業者の充実など、継続的でより良いリサイクルシステムの構築に向けて積極的な活動を展開しています。その一環として、これまでの小型充電式電池の産業廃棄物広域認定(第39号)に加えて、一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)を取得して、2018年10月より一般廃棄物の小型充電式電池の回収・再資源化を開始いたしました。

小型充電式電池は様々な製品に使用されています。

小型充電式電池は充電して繰り返し使える電池で、通信機器・AV機器・日用家電製品等様々な製品に使用されています。いろいろな種類があり、乾電池に似た形のもの、1個または複数の電池をプラスチックケースに入れた電池パックなど、形状もいろいろです。小型充電式電池の見分け方は「資源有効利用促進法」によって小型充電式電池に表示が義務付け*られたりサイクルマーク(スリーアローマーク)や電池種類の文字表示が目印になります。 *電池寸法によっては、除外される場合があります。



「小型充電式電池」を機器から取り外してください!

「小型充電式電池」はリサイクルマークが目印です



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル水素電池

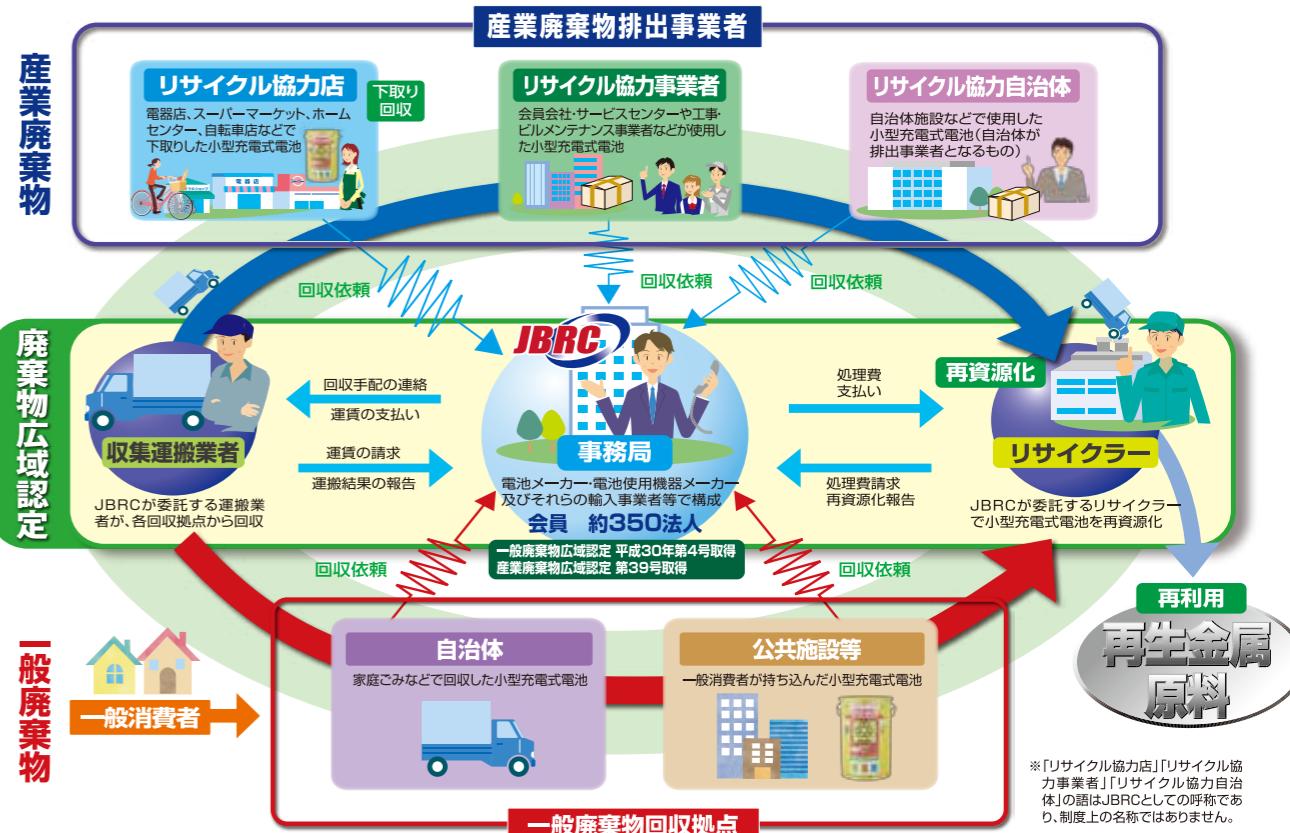


Li-ion
リチウムイオン電池

小型充電式電池回収システム

産業廃棄物と一般廃棄物は区別して、回収・再資源化を実施しています。

一般消費者からの回収は、①電器店・ホームセンターなどのリサイクル協力店による下取り回収(産業廃棄物)と②自治体による回収、公共施設等へお持ちいただく回収(一般廃棄物回収)の2通りがあります。



再資源化工程

回収された小型充電式電池はリサイクルの様々な工程を経て、ニッケル・鉄・カドミウム・コバルトなどの資源に再び生まれ変わり、資源を有效地に再利用することができます。

